

概要版

第1期上川町福祉総合計画



平成30年3月

上川町

1. 上川町福祉総合計画について

1-1 計画策定の趣旨

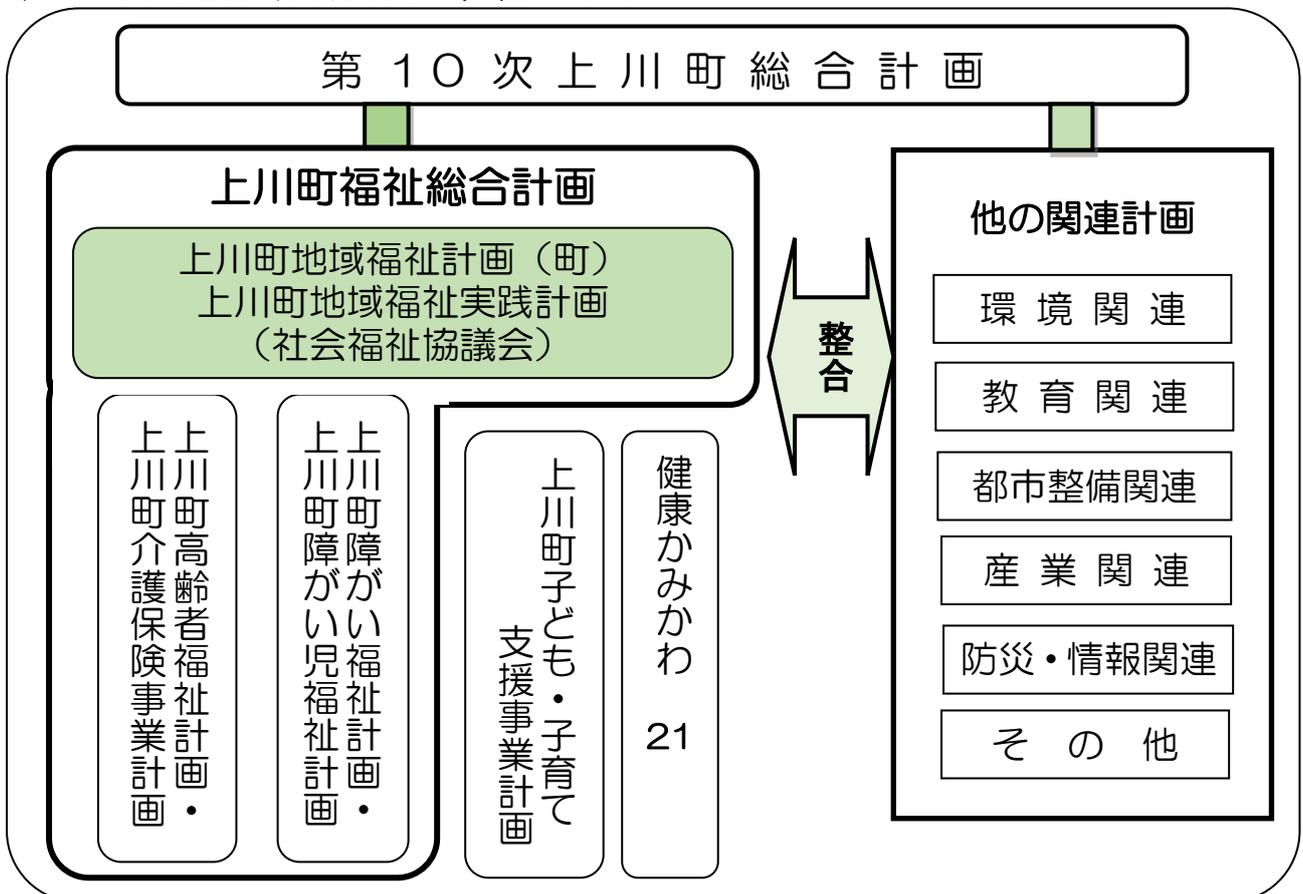
上川町の平成29年12月末の人口は3,706人で、高齢化率は42.9%と人口減少と少子高齢化が進展しています。また、まちづくりの課題や住民ニーズが複雑かつ多様化し、高齢者、障がい者、子どもなどの対象に応じて提供される福祉サービスだけでは充足されず、保健・医療・福祉やその他の生活関連分野全般にわたる総合的な取り組みが求められるとともに、少子高齢社会を誰もがいきいきとして生活することができるようにしていくためには、地域の中で住民相互の支え合い、助け合い活動が活発に展開されていくことが欠かせなくなってきました。

このような状況を踏まえ、平成27年3月に策定した「第4期上川町障がい福祉計画」と「第6期上川町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の2計画を見直し、新たに「地域福祉計画」を策定するとともに、社会福祉法人上川町社会福祉協議会が平成28年3月に策定した「第3期上川町地域福祉実践計画」を見直し、これらの4計画を包含し、保健福祉分野の総合的な計画として、「上川町福祉総合計画」を策定することとしました。

1-2 計画の位置づけ

「上川町福祉総合計画」は、第10次上川町総合計画の6つのまちづくり大綱の一つである「一人ひとりが安心して健やかに暮らせるまちづくり」を推進するための実施計画として位置付け、高齢者の福祉や介護、児童福祉や子育て支援、障がい福祉など、その他の福祉分野における行政計画や他の関連行政計画との整合性や連携を図りながら、幅広い地域住民の参加と協力を基本として、住民の生活全般にわたる福祉向上を図ることを目的として策定をします。

◇ 上川町福祉総合計画の位置づけイメージ



1-3 計画期間

計画期間は、平成30年度から平成35年度までの6か年ですが、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」及び「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」については、平成30年度から平成32年度までの3か年とし、「地域福祉計画」及び「地域福祉実践計画」についても、平成32年度には中間的な評価を行います。

◇ 計画の期間

年 度	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
総合計画	第9次			第10次（2027年度まで）								
地域福祉計画				第1期						第2期		
地域福祉実践計画			第3期	第4期					第5期			
高齢者保健福祉・介護事業計画	第6期			第7期			第8期		第9期			
障がい福祉計画	第4期			第5期		第6期		第7期				
障がい児福祉計画				第1期		第2期		第3期				
子ども・子育て支援事業計画	第1期				第2期				第3期			
健康かみかわ21	第2次（2013年度から）								第3次			

※ 年度は、平成の年度で記載をしています。2019年5月1日から新元号に改正となりますが、新元号が決定後改定することとします。

1-4 計画の基本理念

上位計画である第10次上川町総合計画の保健福祉分野のまちづくり大綱の「一人ひとりが安心して健やかに暮らせるまちづくり」を基本理念とし、この理念に基づき、各部門の計画ごとに基本方針の設定を行い、この方針に基づき各種施策を展開していきます。

**一人ひとりが安心して
健やかに暮らせるまちづくり**

2. 第1期地域福祉計画・第4期地域福祉実践計画

2-1 地域福祉とは

地域福祉とは、高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉などと対象者ごとに捉える社会福祉に対し、地域社会を基盤に、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり助けられたりする関係やその仕組みをつくっていくことです。

2-2 地域福祉計画とは

地域福祉計画とは、社会福祉法第107条の規定に基づき、上川町における地域福祉を推進するため、人と人とのつながりを基本として、地域における多様化・複雑化した様々な福祉課題に取り組むため、行政・住民・地域などが一体となって地域福祉の理念を共有しな

がら、協力して取組み、共に支え合う社会をつくるための「理念」と「仕組み」をつくる計画で、福祉の各分野における共通事項を定める「上位計画」として位置づけられ、「地域共生社会」の視点、地域福祉を構成する地域住民、社会福祉協議会、関係団体との連携体制の確保や全町的な協働の仕組みづくりなどのほか、地域福祉の推進について一体的に定める計画です。

2-3 地域福祉実践計画とは

地域福祉実践計画とは、「社会福祉協議会がどのような福祉のまちづくりをめざしているか」を地域住民に明らかにするもので、社会福祉協議会が行う福祉活動と地域住民やボランティア団体などの自主的・自発的な福祉活動の行動計画としての性格を持ち、住民と社会福祉協議会が協働で取り組む事業についての方向性を定める計画です。

地域福祉計画と地域福祉実践計画は、それぞれ密接に連携しながら推進する、いわゆる車の両輪の関係にあり、地域福祉の理念を共有しながら取組みを進めるものです。

2-4 基本方針

誰もがいきいきと安心して暮らすことができるまちづくり
《見える福祉のカタチの醸成》

2-4 計画の体系

基本方針	基本目標	施策	第3期地域福祉実践計画との関連性
誰もがいきいきと安心して暮らすことができるまちづくり 《見える福祉のカタチの醸成》	(1) 地域を支える人づくり	(1)-1 福祉意識の醸成	人づくり
		(1)-2 人材の育成と活用	人づくり
		(1)-3 ボランティア活動の活性化	地域づくり
	(2) 誰もがつながり合う仕組みづくり	(2)-1 地域コミュニティの形成	地域づくり
		(2)-2 交流の場や機会の充実	生きがいづくり
		(2)-3 健康づくり・生きがいづくりの推進	生きがいづくり
		(2)-4 介護予防活動の推進	地域づくり
	(3) 誰もが安心して暮らせる環境づくり	(3)-1 生活環境の整備	地域づくり
		(3)-2 防災・防犯体制の充実	地域づくり
		(3)-3 子育て支援の推進	地域づくり
		(3)-4 生活困窮者の支援	地域づくり
		(3)-5 要支援者等への対応の推進	地域づくり
		(3)-6 自殺対策の推進	人づくり
	(4) 多様性や違いを認め合う人権擁護のまちづくり	(4)-1 権利擁護の推進	人づくり
		(4)-2 成年後見制度の普及・推進	地域づくり
	(5) 地域福祉を推進する体制づくり	(5)-1 相談体制の充実	人づくり
(5)-2 情報提供の充実		地域づくり	
(5)-3 福祉サービスの充実		地域づくり	
(5)-4 地域福祉ネットワークの構築		人づくり	

住民と社協で一緒に育てる「見える福祉のカタチ」

3. 第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

3-1 計画策定の背景

(1) 計画策定の趣旨

今後さらなる高齢化の進展が見込まれる中で、介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことを可能としていくためには、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、介護サービスの確保だけでなく、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を深化・推進していくことが重要です。

地域包括ケアシステムの強化のため、国において地域共生社会の実現に向けた取組の推進や利用者負担割合の見直しなどの介護保険制度の見直しが行われました。この見直しを踏まえ、介護サービスを提供する体制の確保や地域支援事業の計画的な実施が図られるよう、取り組むべき方策を明らかにし、地域包括ケアシステムの深化・推進を目指すものとします。

3-2 基本理念・目標

(1) 計画の基本理念

ふだんの暮らしを続けられるしあわせなまちづくり

(2) 計画の基本的目標

本計画の基本的目標は、第6期計画の目標を継承し、以下の5点を掲げます。

① 適切なサービスを受けることができる環境の整備

高齢者が能力に応じて、自立した日常生活を営むことができ、介護予防や要介護状態等の悪化防止のために、各種サービスを適切に受けられる環境の整備を目指します。

② 安全に安心して暮らすことのできる生活環境の整備

生活面や財政面の支援など、既存の支援体制の周知啓発と不足する支援を把握し、要介護状態等になっても、可能な限り住み慣れた地域で安全に安心して日常生活を営むことができるまちづくりを目指します。

③ 健康づくりと介護予防を通じた健やかに暮らせる環境の整備

高齢者が健康維持・増進に努め、健やかに暮らし続けることができる環境の整備を目指します。

④ 互いに支え合うことのできる体制整備と社会参加・生きがいのづくり

地域の支え合い活動を把握・強化するとともに、地域の支え合いの活動が高齢者の社会参加や生きがいのづくりに結びつくことを目指します。

⑤ 医療と介護の連携による地域包括ケアシステムを支える体制の整備

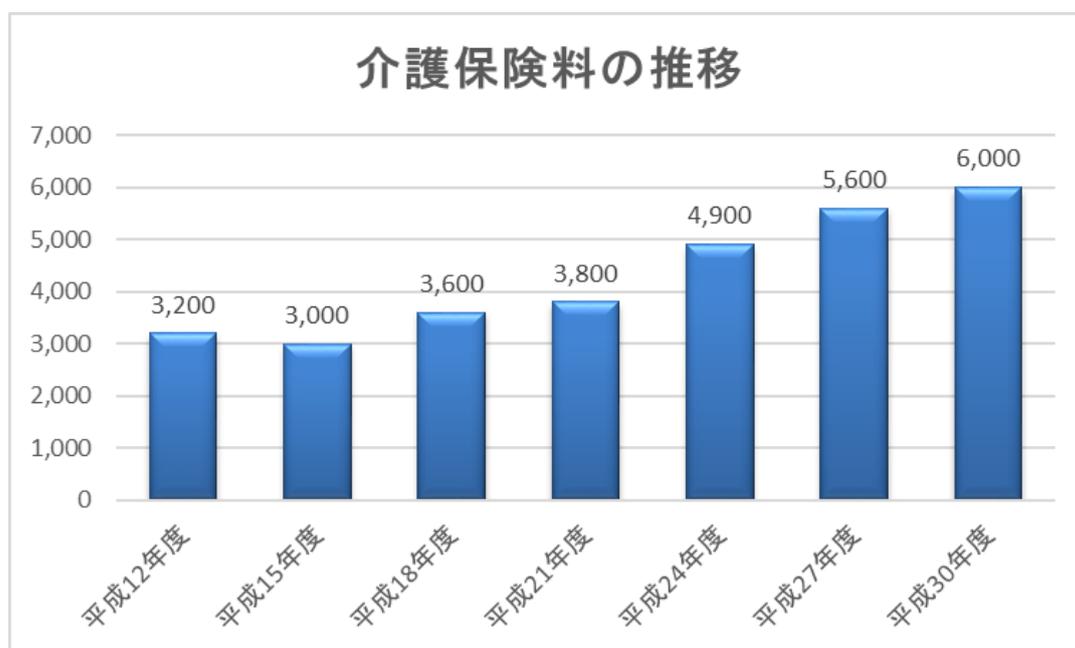
医療や介護ニーズを持つ高齢者を住み慣れた地域で支えることができるよう、関係者間の連携を強化し、地域包括ケアシステムを深化させることを目指します。

(4) 計画の体系

基本テーマ	基本的目標	施策
ふだんの暮らしを続けられるしあわせなまちづくり	(1) 適切なサービスを受けることのできる環境整備	1 自立支援、介護予防・重度化を防止するための環境整備
		2 効果的・効率的な介護給付の推進（介護給付適正化計画）
		3 介護保険制度の立案及び運用に関するPDCAサイクルの推進
	(2) 安全に安心して暮らすことのできる生活環境の整備	1 介護給付等対象サービスの充実・強化
		2 高齢者の安定的な住まいの確保
		3 介護に取り組む家族等への支援の充実
		4 認知症施策の推進
		5 高齢者虐待の防止
		6 成年後見制度の活用
	(3) 健康づくりと介護予防を通じた健やかに暮らせる環境の整備	1 健康づくりの推進
		2 介護予防の推進
		3 生涯学習の推進
	(4) 互いに支え合うことのできる体制整備と社会参加・生きがいづくり	1 高齢者の多様な支援ニーズに応え得る体制の整備
		2 住民参加の促進
		3 社会参加の促進
(5) 医療と介護の連携による地域包括ケアシステムを支える体制の整備	1 在宅医療・介護が連携した切れ目のないサービス体制の整備	
	2 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上	

3-3 介護保険料

(1) 介護保険料の推移



(2) 第7期の介護保険料（平成30～32年度／基準月額6,000円）

区分	対象者	保険料率	保険料年額
第1段階	生活保護・老齢福祉年金受給者で、世帯非課税・年収80万円以下	基準額×0.45	32,400円
第2段階	住民税世帯非課税で、年金収入等80万超 120万円以下	基準額×0.75	54,000円
第3段階	住民税非課税世帯で、年金収入等120万円超	基準額×0.75	54,000円
第4段階	本人は住民税非課税で、世帯に住民税課税者がいる 年金収入等80万円以下	基準額×0.90	64,800円
第5段階	本人は住民税非課税で、世帯に住民税課税者がいる 年金収入等80万円超	基準額	67,200円
第6段階	本人が住民税課税者で、合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.20	86,400円
第7段階	本人が住民税課税者で、合計所得金額が120万以上200万円未満	基準額×1.30	93,600円
第8段階	本人が住民税課税者で、合計所得金額が200万以上300万円未満	基準額×1.50	108,000円
第9段階	本人が住民税課税者で、合計所得金額が300万円以上	基準額×1.70	122,400円

※ 第7～第9段階を区分する基準所得金額が、それぞれ200万円、300万円に改定されています。

4. 第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画

4-1 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の背景と趣旨

本町では、平成18年3月の第1期障がい福祉計画の策定以降、4期にわたり計画を策定し、「希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくりと本人が希望する暮らしの実現」を基本理念に、障がい福祉施策を推進してきました。

国では、障がい者と健常者が分け隔てなく共生する社会の実現に向けた制度の改革が進められています。障がい者に係る制度が大きく変化する中、障がい者が自らの意思により地域で安心した生活を送ることができる社会をつくるために、市町村が担う役割はこれまでも増して重要なものとなってきています。

このような状況を踏まえ、「第4期障がい福祉計画」の計画期間が終了することとなるため、障害者総合支援法のサービス内容や個別施策の見直しとともに、児童福祉法の改正により障がい児福祉計画と一体で「第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」を策定します。

4-2 基本理念・目標

(1) 基本理念

**希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる
社会づくりと本人が希望する暮らしの実現**

① 障がい者等の自己決定と自己選択の尊重

障がいのある人もない人も、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を目指すため、障がい福祉サービスやその他の支援を受けながら、自立と社会参加が実現できるよう、自己決定と自己選択を尊重するとともに、意思決定の支援に配慮するとともに、障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制について整備を図ります。

② 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等

障がい福祉サービスの対象者が身体・知的・精神障がいに加え、難病患者等も対象になったことや発達障がい者、高次脳機能障がい者が精神障がい者に含まれることから、より地域の実態を把握し、すべての障がい者等が身近な地域で必要なサービスを受けることができるように努めるとともに、近隣市町村の社会資源を活用し障がい福祉サービスの充実を図ります。

③ 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立と社会参加を支援する観点から、入院や入所からの地域生活への移行や地域生活の継続支援や就労支援といった課題に対応したサービスの提供体制を整えるとともに、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するための基盤整備を図ります。

④ 発達の遅れや障がいのある子どもの健やかな育成のための支援

発達の遅れや障がいのある子どもが、乳幼児期から成人するまで一貫した支援体制とサービス提供体制を構築できる環境整備を進め、保護者の心身の健康維持や自立した生活の維持を支援します。

(2) 基本目標

① 相談支援体制の充実

障がい者等が地域で安心して日常生活又は社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、サービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠であり、ケアマネジメントの充実など、適切な相談支援が実施できる体制の整備を図るとともに、障がい者のライフステージのすべての段階に対応したきめ細やかな相談支援体制の充実に努めます。

「上川中部基幹相談支援センター」が身近な相談先となれるよう、相談窓口の周知を図り、相談支援事業を効果的に実施するため、「上川町障がい者等支援会議」で、地域課題の解決に向け、関係機関との連携強化と情報共有を図り、障がい者が暮らしやすい地域づくりを目指します。

② 障がい者の地域生活への移行の促進と地域生活支援拠点等の整備

地域の居住の場としてのグループホームの充実を図るため、広域的連携に努め、障がい者等が地域生活へ円滑に移行できるよう支援するとともに、精神障がいで入院している方の把握に努め、医療機関と連携を図りながら地域生活移行を支援します。

安心して障がい福祉サービスが受けられ、障がい者の意向や障がいの特性により幅広い選択や支援ができるよう、通所のための送迎支援体制の継続や強化に取り組みます。

障がい者の重度化や高齢化、親亡き後も地域で安心して自分らしく暮らせるよう、地域課題に応じて、地域生活支援の機能強化を図るとともに、地域の人たちの障がいに対する理解促進により、障がい者が暮らしやすい地域づくりのため、障がいに関する啓発活動に努めます。

③ 就労支援の充実

障がい者が社会に参加し、収入を得て、生きがいのある生活ができるよう、就労移行を支援するサービス等を推進し、福祉施設から一般就労への移行や福祉的就労の拡大を

支援します。また、障害者優先調達推進法による物品調達の拡大に向け取り組みます。

④ 権利擁護の推進

虐待防止センターを中心に、障がい者への虐待の防止や早期発見、早期対応、再発防止の支援体制の強化に努め、緊急時一時保護が適切に対応できるよう関係機関との連携強化を図ります。成年後見制度の利用推進や障害者差別解消法の周知のため啓発活動に努めます。

⑤ 発達の遅れや障がいのある子どもへの支援の充実

健康診査等町の保健事業、保育所・幼稚園との連携、各種医療制度の利用状況により、言葉の遅れ、視聴覚障がい、精神・運動発達遅滞のある子どもの状況を早期に把握するよう努め、発達に遅れ等のある子どもとその家族に対し、「当麻町母子通園センター」を核として支援体制の整備を行うとともに、乳幼児期から学童期まで、一貫した効果的な支援に努めます。また、日常的な相談支援に加え、サービスを利用する際の情報提供や発達支援サービス等利用計画作成の支援を行う相談支援を行い、保護者が気軽に相談できる体制の整備と相談窓口の確保、周知を図ります。教育支援委員会を設置し、小・中学生の適切な教育支援を図ります。

⑥ 災害に備えた地域づくりの推進

災害時における情報の入手や自力での避難が困難である障がい者等に対して、個人情報保護法に配慮しつつ、上川町地域防災計画に基づき、支援体制を整備します。

5. 計画の推進に向けて

5-1 計画の推進体制

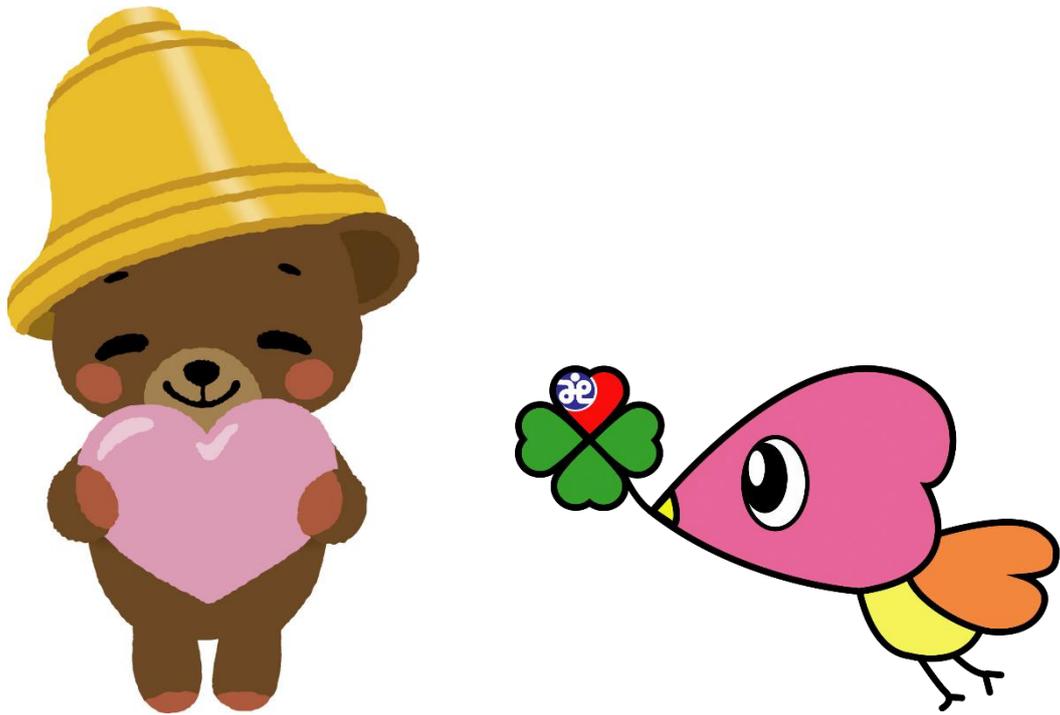
「上川町福祉総合計画」は、福祉、保健、医療、介護、労働、男女共同参画、情報、防災、まちづくりなどの幅広い領域を含んだ計画です。このため、計画の推進にあたっては、全庁的な取り組みが必要であり、保健福祉課が中心となり総合的な視点から調整を図ることができる計画推進体制を整備し、全庁的な体制で一貫性のある施策の展開を図ります。

本計画に包含される部門別の計画の推進にあたっては、町民、団体、事業者、社会福祉協議会、町などが一体となってきめ細やかな取り組みを行うことが必要です。また、各部門別の計画の領域は相互に関連しているため、地域全体の保健福祉を向上させていく上では、部門の枠を越えた総合的な観点を持ちながら施策を展開していくことが必要です。このため、町民や関係団体の代表者で構成する「保健福祉サービス運営協議会」を中心に計画全体の進捗状況を確認・検討し、全体として効果的・効率的な計画の推進を図ります。各部門の計画ごとに計画の推進のため、各サービス部門の担当者による連携会議等を設置し、様々な課題の解決に向けた検討を行います。

5-2 計画の進行管理と評価

本計画の推進にあたっては、PDCAサイクル〔Plan（計画）、Do（実行）、Check（点検・評価）、Action（見直し・改善）〕の理念を活用し、計画の着実な推進を図るとともに、評価と改善を十分に行い、実効性を高めていきます。

必要に応じて計画期間の途中であっても社会情勢の変化等に応じて計画の見直しを行います。見直した内容については、広報かみかわや町・社協ホームページ等を通して町民に広く周知します。



上川町のゆるキャラ **がみっきー** と社会福祉協議会のキャラクター **は〜とくん**

第1期上川町福祉総合計画

編集 上川町保健福祉課

〒078-1753 北海道上川郡上川町南町180番地

TEL：(01658) 2-1211 (代表)

(01658) 2-4055 (担当直通)

URL：https://www.town.hokkaido-kamikawa.lg.jp/

E-mail：kaigo@town.hokkaido-kamikawa.lg.jp

社会福祉法人上川町社会福祉協議会

〒078-1751 北海道上川郡上川町本町2番地

TEL：(01658) 2-3343

URL：http://www.shakyo.or.jp/hp/94/

E-mail：heartkun@kamikawa-syakyo.or.jp

発行 平成30年3月